

【質問2：中小企業に対する租税面での優遇措置の概要と中小企業の範囲】

1. 中小企業の範囲

「租税特例制限法施行令第2条①」に規定されている中小企業とは、①消費性サービス業を除くすべての業種を主な事業として営む法人、②売上高が中小企業基本法施行令「別表1」の基準以内、③所有と経営の実質的な独立性、④資産総額5,000億ウォン未満の基準をすべて充足しなければならない（別表：中小企業、小企業、中堅企業規模を参照）。

2. 中小企業に対する租税支援制度

1) 創業・雇用・投資・研究開発等に対する税制支援を通じて中小・ベンチャー企業の競争力強化のために、次のとおり31類型別に支援している。

(1) 中小企業投資税額控除(租特法第5条)：投資金額×3%

(2) 創業中小企業等に対する税額減免(租特法6条)：創業後（ベンチャー企業確認）最初の所得発生年度とその後4年間は法人税を50%減免、青年創業(2年75%+2年50%減免)

(3) 中小企業特別税額減免(租特法7条)：(製造業等46個の該当業種)小企業は10%~30%、中企業は5%~15%

(4) 企業の手形制度の改善のための税額控除(租特法7条の2)：決済金額の0.15%~0.5% (一般法人は0.1%~0.4%、限度：法人税の10%)

(5) 相生決済の支給金額に対する税額控除(租特法7条の4)：支給期限が15日以内は0.2%、15日~60日以内は0.1%

(6) 中小企業支援設備に対する損金算入(租特法8条)：寄贈された金額を損金算入（課税繰延）

(7) 研究及び人力開発費税額控除(租特法10条)：開発費の30%又は10%~50%の選択(中堅企業は8%~40%、一般法人は3%~30%)

(8) 研究及び人力開発設備投資税額控除(租特法11条)：投資金額の6%(中堅企業3%、大企業1%)

(9) 技術移転と技術取得等に対する課税特例(租特法12条)：特許権移転所得は法人税50%減免(貸与所得は25%)、取得金額の10%(一般法人は5%)の税額控除(限度：法人税の10%)

(10) 生産性向上施設投資税額控除(租特法24条)：投資金額の7%(中堅企業5%、大企業3%)

(11) 安全設備投資等に対する税額控除(租特法25条)：投資金額の7%(中堅企業5%、大企業3%、中小企業技術流出防止設備は10%)

(12) エネルギー節約施設投資税額控除(租特法25条の2)：投資金額の6%(中堅企業3%、大企業1%)

- (13) 環境保全施設投資税額控除(租特法25条の3)：投資金額の10%(中堅企業5%、大企業3%)
- (14) 医薬品品質管理改善施設投資税額控除(租特法25条の4)：投資金額の6%(中堅企業3%、大企業1%)
- (15) 新成長技術事業化施設投資税額控除(租特法25条の5)：投資金額の10%(中堅企業7%、大企業5%)
- (16) 映像コンテンツ制作費用税額控除(租特法25条の6)：制作費用の10%(中堅企業7%、大企業5%)
- (17) 雇用創出投資税額控除(租特法26条)：基本控除(一般企業0%、中小企業3%、中堅企業1%)、追加控除(一般企業3~4%、中小企業6~8%、中堅企業5~7%) *中小企業に関して雇用減少時に、基本控除金額に減少人員当たり1千万ウォンの控除金額を縮小
*追加税額控除限度：雇用増加人員×1千~2千5百万ウォン
- (18) 産業需要及びカスタム型高等学校等の卒業者を兵役履行後に復職させた中小企業に対する税額控除(租特法29条の2)：人件費の10%(退職所得と退職給与充当金は除く)
- (19) 経歴が断絶した女性を再雇用した中小企業に対する税額控除(租特法29条の3)：人件費の10%(2年間)
- (20) 勤労所得を増大させた企業に対する税額控除(租特法29条の4)：3年平均超過賃金増加額の10%(中堅企業10%、一般企業5%)、正規職勤労者の前年対比賃金増加額の合計×20%(中堅企業10%、一般企業5%)
- (21) 青年雇用を増大させた企業に対する税額控除(租特法29の5)：青年正規職の増加人員当たり1,000万ウォン(中堅企業700万ウォン、一般企業300万ウォン、消費性サービス業は除く)
- (22) 正規職勤労者転換による税額控除(租特法30条の2)：2016.6.30現在の非正規職を正規職に転換時1人当たり700万ウォン(一般企業500万ウォン)
- (23) 雇用維持の中小企業等に対する課税特例(租特法30条の3)：(所得控除金額：常時勤労者1人当たり年間賃金総額減少額×常時勤労者数×50%)
- (24) 中小企業の雇用増加人員に対する社会保険料税額控除(租特法30条の4)：青年(15~29歳)常時勤労者の純増人員の社会保険料100%(青年以外50%)
- (25) 事業転換の中小企業税額減免(租特法33条の2)：業種転換中小企業の法人税を4年間50%減免(5年以上事業経営企業)
- (26) 首都圏過密抑制圏域外地域移転の中小企業税額控除(租特法63条)：移転後最初の所得発生年度とその後6年(4年)間は100%、その後3年(2年)間は50%
- (27) 法人の工場・本社首都圏外移転に対する税額減免(租特法63条の2)：移転後最初の所得発生年度とその後6年(4年)間は100%、その後3年(2年)間は50% *消費性サービス業、不動産賃貸・仲介・売買業、建設業等は除く(一般法人も該当)
- (28) 農工団地入居企業等に対する税額減免(租特法64条)：最初の所得発生年度とその後4年

間は50%減免(一般法人も該当)

(29) 中小企業工場移転に対する課税特例(租特法85条の8) : 10年以上経営企業が首都圏過密圏外へ移転時に譲渡差益相当額を2年間据置後に2年均等益金算入

(30) ベンチャー企業等に出資時税額控除(租特法13条の2) : 出資金額の5%(一般法人も該当)

(31) 最低限税(租特法132条) : ①・②のうち大きい金額 : ①各種減免後の税額、②減免前の課税標準×最低限税率(中小企業7%、一般企業8%、中小企業と一般企業の最低限税率差等適用)

2) 税額減免と投資税額控除等重複適用排除 (租特法127条)

中小企業特別税額減免や一定の期間減免(創業中小企業、雇用創出企業の税額減免等)の適用を受ける場合には、雇用創出又は臨時投資税額控除等を適用することはできない(租特法127条4項)。したがって、税額減免と税額控除は、有利な方を選択適用し重複適用することができず、国家・地方自治体から出捐を受けて投資する場合は、該当金額を投資金額から差し引く。

中小企業規模基準

(参考)「中小企業基本法施行令」別表1主な業種別平均売上高等の中小企業規模基準

以下(1)～(5)の基準に合う企業で、資産総額5千億ウォン未満企業(中基令第3条①1号)

(1) 平均売上高等1,500億ウォン以下

1. 衣服・衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業、2. 皮革・カバン及び靴製造業、3. パルプ・紙及び紙製品製造業、4. 1次金属製造業、5. 電気装備製造業、6. 家具製造業

(2) 平均売上高等1,000億ウォン以下

7. 農業・林業及び漁業、8. 鉱業、9. 食料品製造業、10. タバコ製造業、11. 繊維製品製造業(衣服製造業を除く)、12. 木材及び木製品製造業(家具製造業を除く)、13. コークス・煉炭及び石油精製品製造業、14. 化学物質及び化学製品製造業(医薬品製造業を除く)、15. ゴム製品及びプラスチック製品製造業、16. 金属加工製品製造業(機械及び家具製造業を除く)、17. 電子部品・コンピュータ・映像・音響及び通信装備製造業、18. その他の機械及び装備製造業、19. 自動車及びトラクタ製造業、20. その他の運送装備製造業、21. 電気・ガス・蒸気及び水道事業、22. 建設業、23. 卸売及び小売業

(3) 平均売上高等800億ウォン以下

24. 飲料製造業、25. 印刷及び記録媒体複製業、26. 医療用物質及び医薬品製造業、27. 非金属鉱物製品製造業、28. 医療・精密・光学機器及び時計製造業、29. その他の製品製造業、30. 下水・廃棄物処理・原料再生及び環境復元業、31. 運輸業、32. 出版・映像・放送通信及び情報サービス業

(4) 平均売上高等600億ウォン以下

33. 専門・科学及び技術サービス業、34. 事業施設管理及び事業支援サービス業、35. 保健業及び社会福祉サービス業、36. 芸術・スポーツ及び余暇関連サービス業、37. 修理及びその他個人サービス業

(5) 平均売上高等400億ウォン以下

38. 宿泊及びレストラン業、39. 金融及び保険業、40. 不動産業及び賃貸業、41. 教育サービス業

* 中小企業の適用期間の猶予：規模拡大等で中小企業に該当しなくなった場合には、その事由が発生した年度の翌年度から3年間は中小企業とみなす。ただし、合併等の場合は除く。(中基法第2条③)

小企業基準

(参考)「中小企業基本法施行令」別表3主な業種別平均売上高等の小企業規模基準

以下(1)～(5)の基準に合う企業で、資産総額5千億ウォン未満企業(中基令第3条①1号)

(1) 平均売上高等120億ウォン以下

1. 食料品製造業、2. 飲料製造業、3. 衣服・衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業、4. 皮革・カバン及び靴製造業、5. コークス・煉炭及び石油精製品製造業、6. 化学物質及び化学製品製造業(医薬品製造業を除く)、7. 医療用物質及び医薬品製造業、8. 非金属鉱物製品製造業、9. 1次金属製造業、10. 金属加工製品製造業(機械及び家具製造業を除く)、11. 電子部品・コンピュータ・映像・音響及び通信装備製造業、12. 電気装備非製造業、13. その他の機械及び装備製造業、14. 自動車及びトラクタ製造業、15. 家具製造業、16. 電気・ガス・蒸気及び水道事業、17. 水道業

(2) 平均売上高80億ウォン以下

18. 農業・林業及び漁業、19. 鉱業、20. タバコ製造業、21. 繊維製品製造業(衣服製造業を除く)、22. 木材及び木製品製造業(家具製造業を除く)、23. パルプ・紙及び紙製品製造業、24. 印刷及び記録媒体複製業、25. ゴム製品及びプラスチック製品製造業、26. 医療・精密・光学機器及び時計製造業、27. その他の運送装備製造業、28. その他の製品製造業、29. 建設業、30. 輸送及び倉庫業、31. 金融及び保険業

(3) 平均売上高50億ウォン以下

32. 卸売及び小売業、33. 情報通信業

(4) 平均売上高30億ウォン以下

34. 水道・下水・廃棄物処理・原料再生業(水道業を除く)、35. 不動産業、36. 専門・科学及び

技術サービス業、37. 事業施設管理・事業支援及び賃貸サービス業、38. 芸術・スポーツ及び余暇関連サービス業

(5) 平均売上高10億ウォン以下

39. 産業用機械及び装備修理業、40. 宿泊及び飲食店業、41. 教育サービス業、42. 保健業及び社会福祉サービス業、43. 修理及びその他個人サービス業

中堅企業の範囲

(参考)税法上の中堅企業は、次の要件をすべて備えた企業をいう。

- (1) 規模基準：「中小企業基本法」にともなう中小企業ではないこと
- (2) 主たる事業基準：消費性サービス業、金融業、保険及び年金業、金融及び保険関連サービス業ではないこと
- (3) 実質独立性基準：「独占規制及び公正取引に関する法律」及び「中小企業基本法施行令」第7条の2に該当しない企業
- (4) 売上高基準(3年平均)
 - 1) 1,500億ウォン未満：中小企業投資税額控除を適用
 - 2) 3,000億ウォン未満：次の税額控除を適用
 - (a) 相生決済金額、(b) 研究開発設備投資、(c) 生産性向上施設投資、(d) 安全設備投資、(e) 省エネルギー施設投資、(f) 環境保全施設投資、(g) 新成長事業化施設投資、(h) 映像コンテンツ制作費用、(i) 雇用創出投資、(j) 中小中堅企業減償却特例、(k) 産業需要カスタム高等学校、(l) 勤労所得増大企業、(m) 青年雇用増大企業、(n) 核心人力成果補償基金所得税免除、(o) 雇用増大企業、(p) 正規職勤労者に転換、(q) 海外進出企業国内復帰
 - 3) 5,000億ウォン未満：研究開発費税額控除

* 中堅企業の範囲：「中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法」での中堅企業と税法上の中堅企業の判定は一部差異があり、直前課税年度より常時勤労者数が減少した場合には、中堅企業とみない。